

### 1-4 計画の区域

本計画の区域は、白石市全域とします。

### 1-5 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

### 1-6 計画の進め方



(参考)『地域公共交通網形成計画』及び『総合交通戦略』に必要な記載事項について

	地域公共交通網形成計画	都市・地域総合交通戦略	今回の計画
概要	「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープラン	都市の将来像を実現するために必要な都市交通体系（都市交通施策と市街地整備施策）の構築	（左記両方の内容を踏まえた計画内容とします。）
記載事項	①持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針 ②計画の区域 ③計画の目標 ④③の目標を達成するために行う事業・実施主体 ⑤計画の達成状況の評価に関する事項 ⑥計画期間 ⑦その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項	(1)都市における現状及び課題 (2)都市が目指す将来像 (3)総合交通戦略の区域 (4)総合交通戦略の目標 (5)目標達成に必要な施策・事業 (6)関係者の役割分担を踏まえた実施プログラム (7)推進体制 (8)その他必要な事項	1. 計画の概要 2. 白石市の地域及び公共交通の現状・実態 3. 将来のまちづくりの方向性 4. 市内の公共交通を取り巻く課題 5. 計画の基本理念・方針及び目標 6. 目標を達成するためのプロジェクト・施策 7. プロジェクト施策の進め方